

1 開催日時

平成25年4月5日（金）午後2時から

2 開催場所

会議棟第1会議室

3 出席者

委員：鈴木委員長 小泉委員 土田委員 武石委員 真如教育長
事務局：阿部学校教育部長 石井学校教育部参事 小俣社会教育部長
岩本学校教育課長 福嶋庶務係長

4 協議項目

- (1) 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について
- (2) 東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等の方針について

5 会議の要旨

- (1) 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

①主な説明

- ・当市における奨学資金は、東大和市内に居住する者で高等学校等に在学し、経済的事由により就学困難な者に対し、修学上必要な学資金を貸し付け、もって有用な人材を育成することを目的とする。
- ・学資金の貸付額は、国・公立学校生は年額12万円、私立学校生は年額18万円の範囲内で、貸し付けの期間は高等学校等の正規の修業期間とする。
- ・今回の改正は、所在不明者や死亡者、自己破産した者等、事実上回収見込みのない貸付金の未回収債権の免除規定がなかったため、適正な欠損処理が進められるように規則改正を行うものである。

②主な内容

- ・特になし。

- (2) 東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等の方針について

①主な説明

- ・東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方についての報告書は、これまでの調査・検討結果を集約し、今後の学校規模適正化及び適正配置に向けた方向性を示すものである。
- ・学校を取り巻く環境は不確定要素が多く、児童・生徒数及び学級数を正確に推測することは困難であることから、最新の状況に注視して、必要に応じ新たな対策を検討する必要がある。
- ・平成25年3月に東大和市学校規模等のあり方検討委員会から東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方についての報告書が提出されたので、これを受けて教育委員会としての方針を示す必要がある。

②主な内容

- ・東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方についての報告書を熟読し意見や問題点を考え適切な対策の実施に努めていく。